

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年7月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	幸田町
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kota.lg.jp/index.cfm/15,0,319,html

執行機関名 幸田町長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって町長が指定するもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第一の項 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって町長が指定するもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	幸田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成20年第38号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)の減免をする場合に、町が予算の範囲内において交付する私立幼稚園就園奨励費補助金について必要な事項を定めるものとする。 第3条 町長は、設置者が当該幼稚園に在園し、かつ、町内に住所を有する幼児の保護者に対して保育料等を減免する場合は、その減免する金額に相当する金額(幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年文部大臣裁定)第3条第3項に規定する補助限度額を限度とする。)の補助金を交付するものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		幸田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成20年第38号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	幸田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 第5条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	保育料等の減免に係る事実についての認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ロ	幸田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ハ	幸田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		